会則の例

《注意》　あくまでも一例ですので、以下の文案に捉われる必要はありません。

（目的）

第１条　本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住み良いまちを目的とする。

（名称）

第２条　本会は「○○会」と称する。

（区域及び会員）

第３条　本会の区域は○町○丁目○番○号から○番○号までの区域とする。

２　会員は、前項に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

３　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

４　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（事務所の所在地）

第４条　本会の事務所は○町○丁目○番○号に置く。

（事業）

第５条　本会は、第１条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

　（１）防犯、防火に必要な事業

　（２）文化、体育の発展及び向上に必要な事業

　（３）福祉、厚生に必要な事業

　（４）交通安全に必要な事業

　（５）その他目的達成に必要な事業

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　（１）会長　１名

　（２）副会長　○名

　（３）会計　○名

　（４）監事　○名

　（５）区長　○名

　（６）班長　○名

　（７）専門部長　○名

（役員の選出）

第７条　各役員は、総会で互選により選出する。

（役職の職務）

第８条　会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

　（１）副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

　（２）会計は、本会の会計事務を行う。

　（３）監事は、会計及び事務を監査する。

　（４）区長は、各区における会議の総務を行う。

　（５）班長は、各班における総務を行う。

　（６）専門部長は各専門部を代表し、専門の業務を行う。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第１０条　本会の会議は総会ならびに役員会とする。

２　総会は年○回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

３　役員会は第５条の役員を持って構成し、必要に応じて会長が招集する。

（総会の議決事項）

第１１条　総会は次の事業を議決する。

　（１）予算、決算に関すること

　（２）事業に関すること

　（３）会則に関すること

　（４）会費に関すること

　（５）役員選出に関すること

　（６）その他必要と認めたこと

（役員会）

第１２条　役員会は次の事項を議決する。

　（１）総会に関すること

　（２）重要な会務の執行に関すること

　（３）その他必要と認めたこと

（会計）

第１３条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

（資産）

第１４条　本会が保有する資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

２　資産の取得・処分及び運用の基本的事項は総会決議によりこれを定める。

（会費）

第１５条　本会の会費は、１世帯月額○○○○円とし、年度当初に納付する。

附則　この会則は平成○○年○○月○○日より施行する。